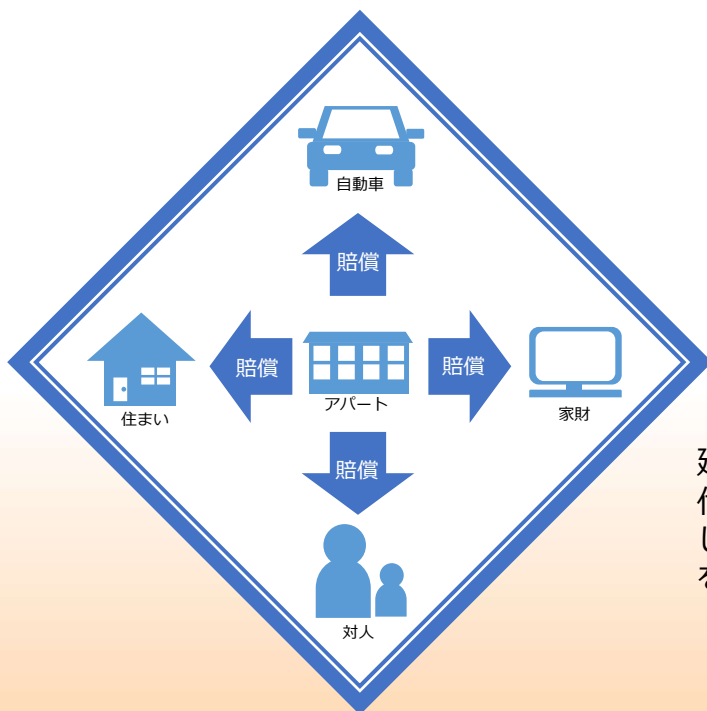


施設賠償責任特約のご案内



ご存知
ですか？

建物の管理不備に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合には、オーナー様が法律上の賠償責任を負う場合がございます。

「施設賠償責任特約」とは

保険の対象となる建物の欠陥や、その建物における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

もしもの賠償事故に備えて、「施設賠償責任特約」をおすすめします。

「施設賠償責任特約」は必要なの？

建物の火災保険は、所有している建物自体に損害が生じた場合に対応する保険です。

建物の所有、使用、管理または保険証券記載の業務施行に起因する第三者への法律上の賠償責任を負った場合は、

「施設賠償責任特約」に加入していないと補償されません。



保険金をお支払いする主な事例

(賠償事例額ですが、あくまで参考となります。支払い金額をお約束するものではありません。)



給排水の欠陥により水漏れが生じ、入居者の家財を汚してしまった。

賠償事例額：18万円



外壁の一部が落下し、駐車中の車を傷付けてしまった。

賠償事例額：55万円



建物の廊下が滑りやすくなっていたために、子どもが転んでケガをした。

賠償事例額：380万円



外階段の手摺が損壊し、入居者が落下して負傷してしまった。

賠償事例額：670万円

●このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。

『個人情報の取り扱いについて』

契約者および被保険者は、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

【お問い合わせ先・取扱代理店】
東建リースファンド株式会社
愛知県名古屋市中区丸の内2-1-33
東建本社丸の内ビル
TEL:052-232-8087 FAX:052-232-8083
営業時間:平日(9:00~18:00)

【引受保険会社】
損害保険ジャパン株式会社
名古屋企業営業部 第二課
愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21
損保ジャパン名古屋ビル4F
TEL:052-953-3036 FAX:052-953-3414
営業時間:平日(9:00~17:00)
承認番号: SJ20-15820 承認日: 2021年2月25日